



**「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」
に係る事前確認公募**

公 募 要 領

2019年8月29日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 調査事業の概要

(1) 名称

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

(2) 契約期間

契約締結日より 2020 年 1 月 31 日（金）

(3) 概要

現在、IPA で運用している「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」において、関係者を取りまく問題や課題の改善・解決に向けた検討のための調査を行う。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務実施体制、業務スキル及びセキュリティに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」 5.、6. 及び 7. を参照のこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策グループ 担当：板橋、土屋

電話番号：03-5978-7527 E-mail: isec-vm-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 調査事業の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の調査業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年9月9日（月） 17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 調査事業の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の調査業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職の 前に○印を記す)	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

2. 背景・目的

2.1. 背景

ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性が発覚すると、それを悪用する攻撃が多発し、企業や個人、さらに社会全体にも大きな被害をおよぼす可能性がある。したがって、ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性が発見された場合、関係者間で秘密裏にその脆弱性の情報を共有するとともに、対策方法を整え、適切なタイミングでユーザに周知することが望まれる。

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）等が中心となって、2004 年 7 月に運用を開始した。パートナーシップは、情報システム等の脆弱性について、その発見から対策の策定・公表に至るまでの過程について関係者に推奨する行動基準「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」（以下「P ガイドライン」という。）を示すことにより、脆弱性関連情報を適切に流通させ、より迅速な対策方法の提供・適用を促す産官連携の取組みである。「ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程」（平成 29 年経済産業省告示第 19 号、以下「告示」という。）に基づく公的な制度として運用されているという点で、国際的にも例を見ない独自の制度といえるが、その一方、脆弱性情報の取扱いは国際的な連携により実施することが必要となってきている。

パートナーシップの立ち上げ・運用に際し、IPA では関係者や有識者で構成する「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」（以下「脆弱性研究会」という。）を設置して、関係する様々な問題点とその改善策について検討・提言するとともに、P ガイドラインの改訂、脆弱性対策に係る各種啓発資料の策定等を実施してきた。

告示・P ガイドライン

(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/report/index.html#law>)

情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会報告書 2003～2018 年度（2009 年度版はなし）

(https://www.ipa.go.jp/security/fy15/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy16/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy17/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy18/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy20/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy22/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy23/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy25/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy26/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy27/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy28/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy29/reports/vuln_handling/index.html)

(https://www.ipa.go.jp/security/fy30/reports/vuln_handling/index.html)

情報システム等の脆弱性情報の取扱いにおける法律面の調査報告書

(<https://www.ipa.go.jp/files/000072543.pdf>)

2.2. 目的

パートナーシップが本格稼働してから10年以上経過し、パートナーシップを取り巻く社会環境も変化したことから、2015年度の脆弱性研究会において今後求められるパートナーシップのあり方について検討がなされ、「新たな情報セキュリティ早期警戒パートナーシップの基本構想」として取り纏めた(詳細は2015年度の研究会報告書を参照)。その基本構想にあるパートナーシップ将来像の実現に向けたロードマップに則り、「ソフトウェア製品開発者(以下、製品開発者)」および「ソフトウェア製品利用者(以下、一般消費者)」に対して脆弱性対処に関する普及啓発を実施することで、より迅速な脆弱性対応の実現とあるべきパートナーシップの形成をめざす。

また、パートナーシップに沿った取扱いの課題や現行のPガイドラインの問題点についても、実効的に改善することをめざす。

3. 業務内容

3.1. 業務概要

文献/事例の調査やヒアリング調査、ディスカッション等を通じて、以下の業務を行う。

- ・ソフトウェア製品の脆弱性対処促進に関する調査
- ・一般消費者のリテラシー向上に関する調査
- ・サポート終了製品のパートナーシップにおける取扱いに関する調査
- ・Pガイドラインの改訂等に関する調査
- ・脆弱性研究会の運営支援作業
- ・調査実施報告書等の作成

3.2. 業務内容

3.2.1. ソフトウェア製品の脆弱性対処促進に関する調査

ソフトウェア製品の脆弱性対処について、製品開発者としての責務(望ましい対処)であることを認識させるべく普及啓発を実施しているが、中小企業ではリソース不足等の理由により網羅的に対処することは困難な場合がある。さらに、一般消費者向け製品は価格や機能ばかりが競争要素となっているため、製品開発者が望ましい対処をしても一般消費者によるソフトウェア製品選定の動機づけや競争要素とならないため、脆弱性対処が製品開発者の利益に繋がり辛い。このことから、脆弱性対処への予算が充てられず対処が促進されない状況にあると推測される。

このため、最低限の対処を促進するために望ましい対処の優先度付け、及び、望ましい対処を実施するための体制や手順、想定される課題への対処方法をこれまでの脆弱性研究会での調査結果も踏まえて検討する。さらに、望ましい対処をしているソフトウェア製品が一般消費者から評価されるために対処状況を開示(アピール)する方法を検討する。

調査結果は、「製品開発者における望ましい脆弱性対処・公表に関する調査結果報告書」として取り纏めると共に、「製品開発者向けガイド」を策定する。また、「製品開発者向けガイド」の普及手段および効果測定方法を取り纏めた資料「普及手段と効果測定方法」の作成、普及啓発に必要な資料「普及促進資料」を作

成する。

(1) 文献／事例の調査

【調査方法】

- ・ 請負者は IPA と協議し、製品開発者による脆弱性対処に関して、望ましい対処項目およびその開示方法について、文献/事例の調査結果やこれまでの脆弱性研究会報告書を踏まえて、「製品開発者における望ましい脆弱性対処・公表に関する調査結果報告書」として取り纏めること。また、下記の検討結果を調査結果報告書に含めること。
 - － 望ましい対処項目の優先度、および、望ましい対処項目の開示方法を検討する
 - － 望ましい対処を実施するための体制や手順、想定されうる課題への対処法を検討する
- ・ 請負者は、第 1 回の脆弱性研究会に取り纏めた「製品開発者における望ましい脆弱性対処・公表に関する調査結果報告書」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。また、見直した内容は第 2 回の脆弱性研究会に提示し、頂いた意見をもとに再度見直すこと。

【調査対象と件数】

これまでの脆弱性研究会での調査結果を踏まえ、下記のような文献を 10 件以上調査すること。

- ・ ISO 等の世界標準規格
- ・ 国内外の政府機関・セキュリティ団体が公開する資料
- ・ 業界団体が公開する資料
- ・ 国内外の製品開発者による望ましい脆弱性対処と開示事例 等

【調査項目】

- ・ 望ましい対処項目を実施する上での阻害要因・課題
- ・ 望ましい対処項目および優先度
- ・ 望ましい対処項目が実施できない場合の代替策
- ・ 望ましい対処項目の対応状況の開示方法
- ・ 望ましい対処を実施するための体制や手順
- ・ 望ましい対処を阻害する想定課題への対処方法 等

(2) ヒアリング調査

【調査方法】

- ・ 請負者は IPA と協議し、(1)の調査で取り纏めた調査結果の資料を踏まえて、今回策定する後述の(3)「製品開発者向けガイド」の普及手段(普及に協力頂ける他組織の調査、掲載場所、掲載方法、媒体等)および効果測定方法について検討し、検討結果を資料「普及手段と効果測定方法」として取り纏めること。
- ・ 請負者は IPA と協議し、今回策定する(3)「製品開発者向けガイド」および、「普及手段と効果測定方法」についてのヒアリング調査を実施する上での具体的な実施時期、対象者、調査項目について「ヒアリング実施概要」として資料を取り纏めること。
- ・ 請負者は IPA と協議し、ヒアリングを実施するために、「ヒアリング対象者向け主旨説明」資料を作成すること。
- ・ 請負者は、第 1 回の脆弱性研究会に取り纏めた資料「普及手段と効果測定方法」と「ヒアリング実施概要」、「ヒアリング対象者向け主旨説明」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。
- ・ 請負者は、ヒアリング調査を実施し、「ヒアリング調査結果」の資料を作成すること。
- ・ ヒアリング調査結果を踏まえ、「普及手段と効果測定方法」の資料を見直すこと。さらに、請負者は IPA と協議し、普及啓発に必要な資料「普及促進資料」を作成すること。
- ・ 請負者は、第 2 回の脆弱性研究会に取り纏めた資料「ヒアリング調査結果」「普及手段と効果測定方法」

「普及促進資料」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。また、第2回の脆弱性研究会で頂いた意見を反映して第3回の脆弱性研究会に提示し、頂いた意見をもとに見直すこと。

【ヒアリング対象と件数】

- ・ 有識者へのヒアリング6件以上（製品開発者、セキュリティ有識者、業界団体 等を対象に）行うこと。

【ヒアリング項目の例】

- ・ 「製品開発者向けガイド」の内容の妥当性
- ・ 望ましい対処ができない理由、課題
- ・ 課題の解決方法
- ・ 望ましい対処項目の対応状況の開示方法
- ・ 効果的な普及手段 等

(3) 製品開発者向けガイドの作成

【作成方法】

- ・ 請負者は、IPA と協議し、(1)の調査結果を基にして、「製品開発者向けガイド（骨子）」を作成すること。
- ・ 請負者は、第1回の脆弱性研究会に「製品開発者向けガイド（骨子）」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。
- ・ 請負者は、(2)のヒアリング調査の結果を踏まえ、「製品開発者向けガイド（骨子）」を見直し、「製品開発者向けガイド」として取り纏めること。
- ・ 請負者は、第2回の脆弱性研究会に、「製品開発者向けガイド」として取り纏めた資料を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。また、第2回の脆弱性研究会で頂いた意見を反映して第3回の脆弱性研究会に提示し、頂いた意見をもとに見直すこと。
- ・ 請負者は、「製品開発者向けガイド」の作成にあたり、以下の事項について考慮すること。
 - － 製品開発者にとって分かり易い内容で作成すること
 - － 表紙等についてはデザイナーに依頼をして作成すること
 - － ウェブページでの公表及び、冊子化しての配布等をすることを前提として資料を作成すること

【製品開発者向けガイドに関する構成案】

- ・ 脆弱性対処・公表の意義
- ・ 最低限実施すべき項目とその理由
- ・ 最低限実施すべき項目が実施できない場合の代替策（ノウハウ等）
- ・ 実施に際して必要な体制や手順
- ・ 実施を阻害する要因／課題
- ・ 課題への対処方法
- ・ 望ましい対処項目の対応状況の開示方法
- ・ チェックリスト（別紙）

3.2.2. 一般消費者のリテラシー向上に関する調査

ソフトウェア製品の脆弱性対処に関して製品開発者が望ましい対処と開示等を行った場合でも、一般消費者のセキュリティに関するリテラシーが低い場合は、脆弱性対処がなされている製品が選定されない。また、安全な製品利用（適切な設定やパッチ適用など）がされていない状況にある。これにより、脆弱性が放置された状態で利用されているソフトウェア製品が多数存在すると推察する。

このため、一般消費者が安全なソフトウェア製品等を選定するための確認事項、及び、ソフトウェア製品等を購入後に安全に利用するために必要な対応事項を検討する。

検討結果から、「一般消費者向けガイド」として「一般消費者向けガイド(安全なソフトウェア製品の選

定)」と「一般消費者向けガイド(ソフトウェア製品購入後の安全な利用)」の2つを策定する。また、「一般消費者向けガイド」の普及手段および効果測定方法を取り纏めた資料「普及手段と効果測定方法」の作成、普及啓発に必要な資料「普及促進資料」を作成する。

(1) 一般消費者向けガイドの作成

【調査方法】

- ・ 請負者は、3.2.1で実施した調査を基に、IPAと協議し、一般消費者が安全なソフトウェア製品を選定するための確認事項について「一般消費者向けガイド(安全なソフトウェア製品の選定)」として取り纏めること。
- ・ 請負者はIPAと協議し、ソフトウェア製品購入後に安全に利用するために必要な対応事項についての調査結果を資料として取り纏めること。調査結果として取り纏めた資料を踏まえて、「一般消費者向けガイド(ソフトウェア製品購入後の安全な利用)」として取り纏めること。
- ・ 請負者は、第2回の脆弱性研究会に2つの「一般消費者向けガイド」を提示し、頂いた意見を踏まえて見直すこと。また、後述の(2)のヒアリング調査結果を踏まえて、「一般消費者向けガイド」を見直し、第3回の脆弱性研究会に提示すること。第3回の脆弱性研究会で頂いた意見をもとに見直すこと。
- ・ 請負者は、「一般消費者向けガイド」の作成にあたり、以下の事項について考慮すること。
 - 一般消費者にとって分かり易い内容で作成すること。
 - 一般消費者に手に取って頂ける様に、全体構成やイラスト等についてはデザイナーに依頼をして作成すること
 - ウェブページでの公表及び、冊子化しての配布等をするを前提として資料を作成すること

【「一般消費者向けガイド(安全なソフトウェア製品の選定)」に関する構成案】

- ・ 安全なソフトウェア製品を選定する意義
- ・ ソフトウェア製品選定/購入時に最低限確認すべき項目とその理由
- ・ 確認場所/確認方法
- ・ チェックリスト(別紙)

【「一般消費者向けガイド(ソフトウェア製品購入後の安全な利用)」に関する構成案】

- ・ ソフトウェア製品購入後にセキュリティを維持する意義
- ・ ソフトウェア製品購入後に最低限実施すべき項目とその理由
- ・ 実施方法
- ・ チェックリスト(別紙)

(2) ヒアリング調査

【調査方法】

- ・ 請負者はIPAと協議し、(1)で策定する「一般消費者向けガイド(安全なソフトウェア製品の選定)」、「一般消費者向けガイド(ソフトウェア製品購入後の安全な利用)」の普及手段(普及に協力頂ける他組織の調査、掲載場所、掲載方法、媒体等)および効果測定方法について検討し、検討結果を資料「普及手段と効果測定方法」として取り纏めること。
- ・ 請負者はIPAと協議し、(1)で策定する「一般消費者向けガイド(安全なソフトウェア製品の選定)」、「一般消費者向けガイド(ソフトウェア製品購入後の安全な利用)」および、「普及手段と効果測定方法」についてのヒアリング調査を実施する上での具体的な実施時期、対象者、調査項目について「ヒアリング実施概要」として資料を取り纏めること。
- ・ 請負者はIPAと協議し、ヒアリングを実施するために、「ヒアリング対象者向けの主旨説明」資料を作成すること。

- ・ 請負者は、第2回の脆弱性研究会に取り纏めた資料「普及手段と効果測定方法」と「ヒアリング実施概要」「ヒアリング対象者向け主旨説明」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。
- ・ 請負者は、ヒアリング調査を実施し、ヒアリング調査結果を取り纏めた資料を作成すること。
- ・ ヒアリング調査結果を踏まえ、IPAと協議し、「普及手段と効果測定方法」の資料を見直すこと。さらに、請負者はIPAと協議し、普及に必要な資料「普及促進資料」を作成すること。
- ・ 請負者は、第3回の脆弱性研究会に取り纏めた資料「ヒアリング調査結果」「普及手段と効果測定方法」「普及促進資料」を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。

【ヒアリング対象と件数】

- ・ 有識者へのヒアリング6件以上（製品開発者、セキュリティ有識者、業界団体「量販店、ECサイト、販売協会 等」を対象に）行うこと。

【ヒアリング項目の例】

- ・ 一般消費者向けガイドの内容の妥当性
- ・ 効果的な普及手段
- ・ 業界団体による活用方法案
- ・ 業界団体による普及・活用における課題とその解決方法

3.2.3. サポート終了製品のパートナーシップにおける取扱いに関する調査

パートナーシップの運用において、サポート終了製品の取扱いが明確となっていない部分および取扱いをする上での課題があるため、取扱いが停滞する場合がある。このため、明確となっていない部分と課題となっている部分についての運用及び改善方法について検討する。

課題と改善策の調査

【調査方法】

- ・ 請負者は、パートナーシップにおいてサポート終了製品の取扱いが明確となっていない部分および取扱いをする上での課題について、IPAおよびJPCERT/CCへヒアリングを行い、結果をIPAと協議し資料に取り纏めること。
- ・ 請負者は、ヒアリングにより取り纏めた結果を基にして、IPAおよびJPCERT/CCと協議し、課題の改善策、新たな運用ルールを資料として取り纏めること。
- ・ 請負者は、第2回の脆弱性研究会に取り纏めた資料を提示し、脆弱性研究会で頂いた意見を踏まえて見直すこと。また、第2回の脆弱性研究会で頂いた意見を反映し、「Pガイドライン改訂案の説明資料」を取り纏めて、第3回の脆弱性研究会に提示し、頂いた意見をもとに見直すこと。

【調査項目の例】

- ・ パートナーシップにおけるサポート終了した製品の定義
- ・ サポート終了した製品の優先情報提供の実施方法
- ・ サポート終了した製品の公表判定委員会での判定要否
- ・ サポート終了した製品の公表手続き

3.2.4. Pガイドラインの改訂等に関する調査

項目3.2.3の検討結果を踏まえ、Pガイドラインの改訂案を検討する。

【調査方法】

- ・ 項目3.2.3の検討で得られた改善策について、それぞれPガイドラインの改訂の要否を検討し、必要な改訂を行うこと。
- ・ Pガイドラインの改訂案を第2回の脆弱性研究会に提示すること。また第2回の脆弱性研究会で頂い

た意見を反映して第3回の脆弱性研究会に提示し、頂いた意見をもとに見直すこと。

- ・ Pガイドラインの改訂が、Pガイドライン概要（日本語・英語）版にも影響する場合、それぞれへの修正も行うこと。

3.2.5. 脆弱性研究会の運営支援作業

IPAが主催する脆弱性研究会におけるIPA事務局支援作業を以下の内容に基づいて行う。脆弱性研究会は、IPAが選定する有識者、専門家等30名程度で構成し、1回当たり約2時間、3回以上開催する。

	開催時期	議題（案）
第1回	2019年10月中旬頃	調査方針の確認、調査結果の報告
第2回	2019年11月中旬頃	調査結果の報告
第3回	2019年12月下旬頃	調査結果の報告、調査実施報告書案の承認

請負者は第1回の脆弱性研究会にて項目3.2.1～3.2.3の調査を実施する旨、および、調査結果を報告する。委員から挙げた意見を踏まえ資料の見直し、および、調査を実施する。

請負者はIPAの指示のもと、脆弱性研究会やメール等で項目3.2.1～3.2.3について取り纏めた資料や調査内容を脆弱性研究会委員に報告し、質疑等への返答も行う。また脆弱性研究会委員からの意見に対する対応案を作成する。

請負者は各脆弱性研究会前後に、IPA事務局会合（IPA及び請負者等が参加）を1回当たり約2時間、計6回以上、IPA会議室において行うものとする。

脆弱性研究会委員に対する委嘱手続き、謝金・交通費等の支払いはIPAが行う。

脆弱性研究会は基本IPAの会議室で実施し、飲み物の費用はIPAが負担する。委員の都合により外部会議室を利用しても良い。その費用の支払いは、請負者が負担すること。

請負者は以下の作業を行う。

(1) 脆弱性研究会日程調整

脆弱性研究会開催に向け、IPA事務局やIPA会議室も含め脆弱性研究会委員との日程調整を行う。具体的な日程はIPAと協議の上決定する。

(2) 脆弱性研究会での議論を進めるための資料作成

上記表の議題（案）に関する資料や脆弱性研究会で議論するための論点などを纏めた資料を作成し、脆弱性研究会開催の1週間前までに完成版をIPAに提出すること。

(3) 議事録作成

1枚に纏めた要約版と発言の詳細版を脆弱性研究会開催後1週間以内にIPAに提出すること。

3.2.6. 調査実施報告書等の作成

請負者は、脆弱性研究会での議論・決定等を十分に反映した調査実施報告書等をIPAの指示の下作成すること。調査実施報告書等は最終的に脆弱性研究会及びIPAの承認を得ること。

成果物として、以下を作成すること。

- ・ 今年度の調査（本調査全体）をまとめた「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査実施報告書」
- ・ Pガイドライン改訂案（一式）
- ・ Pガイドライン改訂案の説明資料
- ・ 「製品開発者における望ましい脆弱性対処・公表に関する調査結果報告書」
- ・ 「製品開発者向けガイド」

- ・ 「一般消費者向けガイド（安全なソフトウェア製品の選定）」
- ・ 「一般消費者向けガイド（ソフトウェア製品購入後の安全な利用）」
- ・ ヒアリング調査結果（一式）
- ・ 「製品開発者向けガイド」および「一般消費者向けガイド」の「普及手段と効果測定方法」の資料、および、「普及促進資料」

調査実施報告書の構成・章立て・項目名称などは、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会 2018 年度報告書」の本編及び別紙と同等にすること。ただし、脆弱性研究会の議論・決定等を反映させるなどで調査実施報告書を変更する場合は、IPA と協議の上変更すること。

また、調査実施報告書を基に、成果説明用資料（調査結果を説明できるプレゼンテーション用資料）を作成すること。調査実施報告書・成果説明用資料の作成に当たっては以下の内容を遵守すること。

(1) 調査実施報告書等全体の作成に当たって遵守すること

- ・ 日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能。ただし、その場合は日本語での解説も併記すること）。
- ・ アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
- ・ 誤記・誤植を含まないこと。
- ・ 図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・ 文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
- ・ IPA からの依頼（説明の追記や、独自の図表作成）を反映すること。
- ・ 予め記述項目、記載内容及び記載水準に対して IPA の合意を得ること。
- ・ IPA に帰属できない他者の著作物は除くこと。

(2) 調査実施報告書の作成に当たって遵守すること

- ・ 全体で 100 頁以上の内容とすること。
- ・ 目次を作成すること。
- ・ 五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を調査実施報告書に含めること。
- ・ 一般公開に資する内容とし、図表を用いた分かりやすい記述とすること。なお、本調査実施報告書は、パートナーシップの関係者、脆弱性の発見者及び企業のセキュリティ担当者を主な読者に想定する。
- ・ Microsoft Word 形式とする。別形式を選択したい場合は、事前に IPA の合意を得ること。
- ・ 内容に関しては、脆弱性研究会の承認を得ていること。

(3) 成果説明用資料の作成に当たって遵守すること

- ・ 全体概要図 1 ページを含み、10 頁程度の内容とすること。
- ・ 講演等による普及活動での利用を想定した一般公開に資する内容とし、図表等を用いて聴衆に理解しやすい表現とすること。
- ・ Microsoft PowerPoint 形式とする。内容に関しては、調査実施報告書の内容と整合性を取ることを。

4. 調査に関する留意事項

- ・ 告示・ガイドライン、過去の脆弱性研究会報告書、及び脆弱性関連情報の届出ページは熟読の上十分理解し、脆弱性研究会において適切に対応できるレベルとすること。
- ・ 契約後直ちにキックオフミーティングを開催し、全体的な計画を提示し、IPA と意識をすり合わせ、調査を開始すること。
- ・ プロジェクト管理により、作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行うこと。
- ・ 2 週間に一回は、各調査に関する進捗状況の報告をミーティングにおいて行い、もし作業の遅延等が生じた場合にはその対策案を IPA 担当者に報告するとともに、リカバリーに努めること。
- ・ 作業は IPA の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行

うこと。

- ・ 各調査項目について、調査状況を定期的に IPA へ報告すること。
- ・ IPA からの調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・ IPA との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。
- ・ 各ヒアリングは、ヒアリング先にて 1 時間程度のものとし、IPA も同行するので IPA を含めヒアリング先との日程調整をすること。
- ・ ヒアリングを進めるための資料として、ヒアリングの主旨やヒアリング項目などを記載した概要資料と、ヒアリングを効率的に実施するために必要な資料を用意しヒアリング先に持参する。これらの資料はヒアリング開催 3 日前迄に IPA に提出し了承をとること。
- ・ ヒアリング後、議事録として 1 枚にまとめた要約版と発言の詳細版を、ヒアリング実施後 1 週間以内に IPA に提出すること。
- ・ 仕様書に定めのない事項等については、IPA と請負者が協議の上決定すること。

5. 業務の実施体制に関する要件

本調査を実施するにあたっては、次の業務実施体制を整えること。

- (1) 実施担当者は、情報セキュリティに関する知識を有した調査経験者で構成すること。
- (2) 6(2) の要件を全て満たす担当者を、少なくとも 3 名は実施担当者に入れること。
- (3) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- (4) 組織として適切な管理・バックアップ体制を整えること。
- (5) 請負者は事業実施までに、本事業従事者の所属と役割、実績、資格（情報セキュリティに係る資格等）、国籍等を明記した実施体制を示すとともに、情報セキュリティ対策の管理体制を機構に説明し、承認を得ること。また、資本関係、役員等の情報、事業の実施場所に関しても情報提供を行うこと。

6. 業務スキルに関する要件

本調査を実施するにあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

- (1) 法人としての実績
 - ・ 本業務に関係する産学官の有識者へのコネクションを有していること。
 - ・ 過去に脆弱性や脆弱性情報の公表および情報セキュリティに関する調査の実施があること。
- (2) 担当者としての実績及びスキル
 - ・ 脆弱性および情報セキュリティに関する専門的知識を有し、過去に脆弱性および情報セキュリティに関する調査を少なくとも 3 回行った実績があること。
 - ・ 過去に制度の策定や改善に関する研究会を少なくとも 3 回運営した実績があること。
 - ・ 調査内容（脆弱性や情報セキュリティ）に関する人的コネクションを有していること。
 - ・ 調査内容（脆弱性や情報セキュリティ）に関する専門的知識・知見に基づいたデータ分析及びレポート能力を有していること。

7. セキュリティに関する要件

- (1) 本調査の過程で得た情報（ヒアリング内容、会議内容等）は、機構の許可なく他に利用しないこと。
- (2) 請負者は秘密情報や個人情報の取り扱いに留意し適切に管理を行うこと。また、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。さらに、本調査の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保し、機構の求めがあれば再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントが発生した場合、ただちに機構に報告し機構の指示に基づき適切に対

応すること。

- (4) 保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、契約中／契約終了後の如何に依らず、一時的に機構から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、機構に確認を取ること。
- (5) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- (6) 情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、機構と調整し、適切に対処すること。

8. 納入関連

8.1. 納入期限・納入場所

2020年1月31日（金）

〒113-6591

東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策グループ

8.2. 納入物件

以下の報告書を収めた、電子媒体（CD-R等）を納入すること。

(1) 調査実施報告書

- ・ 情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査実施報告書
- ・ Pガイドライン改訂案（一式）
- ・ Pガイドライン改訂案の説明資料
- ・ 製品開発者における望ましい脆弱性対処・公表に関する調査結果報告書
- ・ 「製品開発者向けガイド」
- ・ 「一般消費者向けガイド（安全なソフトウェア製品の選定）」
- ・ 「一般消費者向けガイド（ソフトウェア製品購入後の安全な利用）」
- ・ ヒアリング調査結果（一式）
- ・ 「製品開発者向けガイド」および「一般消費者向けガイド」の「普及手段と効果測定方法」の資料、および、「普及促進資料」

(2) 成果説明用資料

以上の納入物件に併せて、調査の過程で入手したデータ、文献、資料、脆弱性研究会の議事録、ヒアリング記録も提出すること。

検収のため、上記(1)、(2)に記載した納入物件については、バインダーに収納した印刷物を1部提出すること。

8.3. 検収条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

以上

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(再請負の制限)

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
 - 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、第4条の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要

を書面によって直ちに乙に通知する。

- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(瑕疵の補修)

第9条 甲は、前条第3項の規定による請負業務の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

- 一 仕様書その他契約条件の変更。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。

2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作者人格権、及び納入物件に対する著

著作権法第 28 条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

- イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)につ

いて甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

- 第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上